

議案第46号

向日市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

向日市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年9月17日提出

提出者

向日市議会議員 辻山久和

賛成者

向日市議会議員 松山幸次

〃 常盤ゆかり

〃 丹野直次

〃 北林重男

〃 和田広茂

〃 山田千枝子

〃 杉谷伸夫

〃 飛鳥井佳子

〃 天野俊宏

〃 新矢宗弘

〃 小野哲

〃 西川克巳

〃 永井照人

〃 中村栄仁

条例第 号

向日市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬を削減するため、向日市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第6号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(議員報酬条例の特例)

第2条 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間においては、議長、副議長及び議員に対する議員報酬の月額を支給に当たっては、議員報酬条例第1条に掲げる議員報酬の月額から、議員報酬の月額に100分の5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、議員報酬条例に基づく期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、議員報酬条例第1条に掲げる議員報酬の月額とする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。